随意契約内容及び選定理由書

| 委託件名 | 重要文化財 道後温泉本館 耐震補強・保存修理工事実施計画策定業務委託 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--------------------------|---|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|----|---|--|
| 履行場所 | 松山市道後湯之町5-6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託の内容 | 重要文化財 道後温泉本館 耐震補強・保存修理工事において、耐震診断の結果に基づき、耐震補強計画策定及び保存修理の修理計画策定を行い、事業費及び国庫補助申請に必要な基礎診断書、事業計画書を作成するものである。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 履行期間 | 平成 | 28 | 年 | 10 | 月 | 5 | В | ~ | 平成 | 29 | 年 | 3 | 月 | 31 | В | |
| 契約年月日 | 平成 | 28 | 年 | 10 | 月 | 5 | В | | | | | | | | | |
| 契約金額 | 35, | 35,575,200 円 ※単価契約の場合の単価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約の相手方 | 住所 | 住所 東京都荒川区西日暮里2-32-15 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名称 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選定理由 | 公益財団法人文化財建造物保存技術協会は、昭和46年6月に財団法人として設立以来、一貫して国民共有の文化遺産である国宝、重要文化財その他の文化財建造物等の保存修理における設計監理業務等に携わっている。また、昭和51年には、「建造物修理」及び「建造物木工」の分野において「選定保存技術」の保持団体として認定され、保存修理の中核となる専門性の高い技術者・技能者の教育・養成を行っている。本市においても、平成12年度の「重要文化財道後温泉本館総合診断業務委託」をはじめ、平成17年度にまとめられた「道後温泉本館保存修復計画」に至るまで、調査、計画、設計及び工事手法検討等の数多くの業務に携わっている実績があり、データ蓄積もなされている。また、本市では、平成26年度以降、道後温泉本館保存修復専門委員を選任し、道後温泉本館の耐震等工事計画に向けて本格的な検討を開始するため、平成26年度の保存修復検討業務委託(その1)及び平成27年度の保存修復検討業務(その2)の履行実績があり、道後温泉本館の文化財関連業務を一連して受託している。重要文化財である道後温泉本館の耐震補強・保存修理工事実施計画策定業務にあたり、文化財を取り扱うことのできる特殊な技術、知識及び資格を有する主任技術者を有している登録業者は他になく、公益財団法人文化財建造物保存技術協会でなければ業務履行は困難である。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約担当課 | 道後温 | 泉事務原 | 听 | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠規定 | 地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号 | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
 - 3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。